

結城市健康づくり推進協議会委員の公募基準

(目的)

第1条 この基準は、市民の健康づくりにより多くの市民の意見を反映させることを目的として結城市健康づくり推進協議会の委員を公募するにあたり、必要な事項を定める。

(公募の委員数)

第2条 公募をおこなうにあたっては、公募の委員数を2名とする。

(公募方法)

第3条 公募は市ホームページ等にて、概ね次に掲げる事項を掲載することによっておこなうものとする。

- (1) 公募趣旨
- (2) 公募する機関名（結城市健康増進課）
- (3) 公募人数
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 応募期間
- (7) 問合せ先

(応募資格)

第4条 公募による応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に引き続き1年以上居住し、又は勤務する者で任期開始日において20歳以上の者
- (2) 本市の職員を含む行政機関の職員又は本市市議会議員でない者
- (3) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者にあつては、その執行が終わった者又はその執行を受けることがなくなった者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成していない者又はこれに加入していない者

(応募方法等)

第5条 結城市健康づくり推進協議会の委員に応募しようとする者は、次により応募する。

- (1) 結城市健康づくり推進協議会（公募委員）申込書（別記様式、以下申込書という。）に必要事項を記入して、応募期間内に、郵送又はメール、ファクシミリ送信等の方法により、健康増進課に申し込むものとする。
- (2) 申込書は、健康増進課窓口等に備え付け、市民の要望に応じ適宜配布する。

(委員の選考方法)

第6条 委員の選考は、健康増進課において、申込書の記載内容を審査し、決定するものとする。

- 2 選考により委員となった者が欠けた時は、申込みのあった者の中から選考し、委嘱する。
- 3 選考の結果については、申込者全員に通知するものとする。

付則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

付則

この基準は、平成31年 4月10日から施行する。

付則

この基準は、令和4年9月7日から施行する。

(別記様式、第5条関係)

結城市健康づくり推進協議会（公募委員）申込書

ふりがな		男 ・ 女	生年月日	年	月	日
氏名						
住所	〒 ー		市民と なった日	年	月	日
連絡先	電話番号					
	FAX 番号※1					
	E-mail※1					
職業						
勤務先※2	〒 ー		(☎ ー ー)			
備考						
職歴（主なもの）※1						
自己アピール・活動経験 (特技や意欲、福祉、環境等のボランティア活動、青少年団体等での活動等の主な活動経験を記載する。)						

(注意)

- 1 備考欄には応募中、就任中又は過去に就任していた審議会等（他市町村含む）がある場合にはその名称及び市町村名を記載してください。
- 2 ※1印の部分は、任意記載です。
- 3 ※2印の部分は、住所が市以外の方は必ず記載してください。市内在住の方は任意記載です。

今回の応募の動機・意見